

男女共同参画週間の実施について

平成十八年六月二十一日（木）閣議
内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

- 一 明日六月二十三日から二十九日までの一週間、男女共同参画週間を実施します。
- 二 男女共同参画社会の実現は、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、政府においては、様々な取組を進めているところです。しかしながら、その実現には、性別による固定的役割分担意識が根強く残っているなど、依然として多くの課題が残っています。

三 このため、本週間は、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的として、同法の公布・施行日である六月二十三日にあわせ、毎年実施しているものです。

本年は、「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」という標語のもと、全国的に広報啓発活動を展開し、二十六日には、東京で「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催いたします。

四 閣僚各位におかれましても、本週間の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、一層のご協力をお願いいたします。